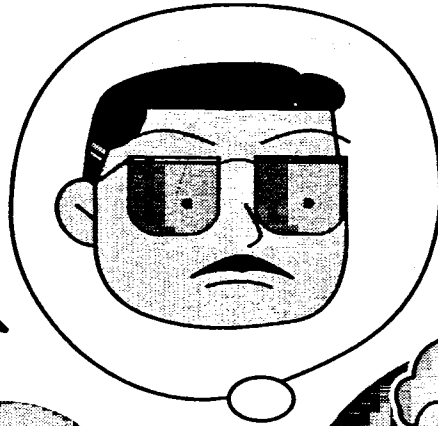


せい ねん こう げん せい ど

成年後見制度を ご存知ですか？

ち てきしょう がい
知的障害のある妹。

悪い人にだまされ、
高額な商品の購入契約を
しないか心配…



こんなとき
ご利用ください！



ひとり暮らしの高齢者。
もし将来、痴呆性高齢者になったら
財産管理はどうしよう…

成年後見制度とは？

痴呆性高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方などで判断能力の不十分な方々の法律行為を援助する制度です。

これらの方々は、契約を結ぶことや遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

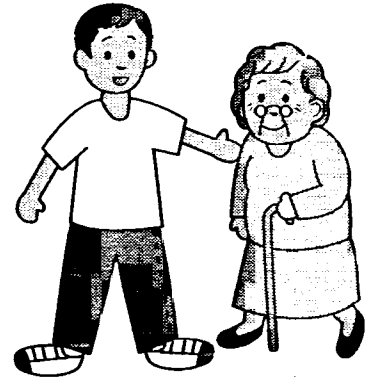
成年後見制度の3つの柱とは？

1 法定後見制度

判断能力が低下した人の法律行為を手伝う人を、家庭裁判所が選任する制度です。

本人の判断能力により、次の類型から選びます。

利用類型	本人の判断能力	法律行為を手伝う人
補助	不十分	補助人
保佐	いちじるしく不十分	保佐人
後見	まったくない	成年後見人



どの類型を申し立てるかは申立人が決めますが、最終的には家庭裁判所が決定します。申立てがあると、家庭裁判所調査官や場合によっては裁判官が本人や関係者に会って、申立ての理由、意向等を聴いたりします。

また必要に応じて、本人の判断能力について鑑定が行われます。その上で、本人の財産の内容や、生活する際に必要となる援助の内容に応じて、親族その他の人たちの中から、成年後見人等として最もふさわしい方を選びます。

2 任意後見制度

判断能力があるうちに本人が前もって代理人に、自己の判断能力が不十分になった場合の後見事務を委託する制度です。

3 成年後見登記制度

従来は、禁治産・準禁治産の宣告を受けたことが戸籍・官報に掲載されていましたが、これが改正され、戸籍・官報に掲載されなくなりました。

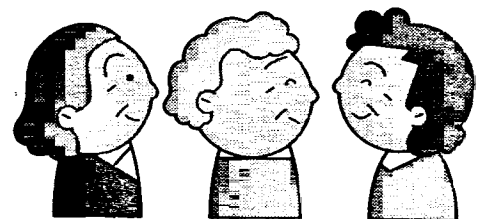
新たに「成年後見登記制度」が創設され、東京法務局の後見登記課で全国の登記事務を取り扱うことになりました。

成年後見は、どんなとき利用するの？

判断能力の十分でない人が、例えば

- ① 家や土地を、売ったり買ったりしたいとき
- ② 福祉サービスを受けたいとき
- ③ 遺産分割をしたいとき など

1人でするには不安、又は1人ではできない場合に利用します。



例えば「後見」の認定のメリットは？

本人が単独で行った行為は、取消の対象（例えば、高額な商品の購入手続をした場合でも、その契約を取り消すことができ、取消により無効）となります。

成年後見を、申立てできる人は？

本人、配偶者、四親等内の親族、市長（身寄りのない人の場合）など

費用は、どのくらいかかるの？

裁判所申立手数料（600円）、登記手数料（4,000円）、鑑定費用（^{かんてい}50,000～100,000円程度）、郵便切手、添付書類に要する経費の実費、後見人等への報酬等の費用がかかります。

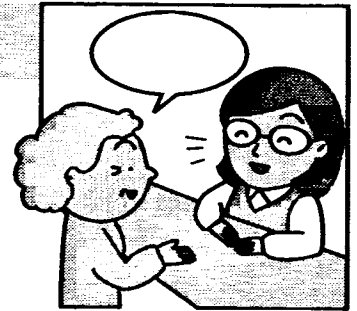
なお、身寄りのない痴呆性高齢者など親族等による法定後見開始の審判等の請求が期待できない者は、市長に審判等の申立てが認められ、「特別の事情」がある場合は、これらの費用が助成される場合もあります。

成年後見の窓口は？

家庭裁判所に、申立てをしてください。

家庭裁判所の窓口には、記入しやすい申立書が用意されています。また、手続や申立てに必要な書類、費用などについて説明をする家事相談もあります。

名古屋家庭裁判所岡崎支部（岡崎市明大寺町奈良井3）の電話番号は、0564-51-4521番です。



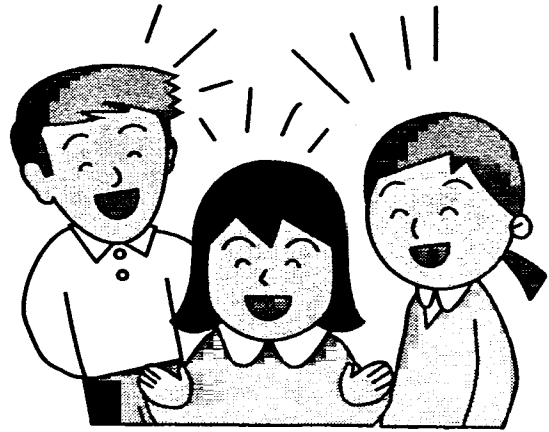
市長申立てに関するお問い合わせ先は？

身寄りがいないなど申立人がいない場合は、市長が申し立てることができます。市役所の各担当課までお問い合わせください。

対象者	問い合わせ先	電話
痴呆性高齢者	高齢福祉課	(0565) 34-6634
知的・精神障害のある方	障害福祉課	(0565) 34-6751



地域福祉 権利擁護事業 について



成年後見制度と似た制度で、「けんりょご地域福祉権利擁護事業」があります。

これは、痴呆性高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力は一定程度あるが十分ではない人が対象となります。

援助の内容は、比較的簡単な法律行為を含む福祉サービスの利用援助や、付随する金銭管理を行うことが基本です。(重要な財産管理・処分などについては、「成年後見制度」を利用してください。)

援助の利用料は？

福祉サービスの利用手続の援助や福祉サービス料金の支払の援助は、1回当たり1,200円です。

また、通帳、権利証、印鑑などの保管は、年間3,000円です。



この権利擁護事業の窓口は？

豊田市社会福祉協議会(豊田市挙母町2丁目40番地2・豊田市福祉センター)へご相談ください。

電話は、**(0565)34-1131**番です。

◆ このチラシについての問い合わせ先 ◆

豊田市 福祉保健部 高齢福祉課 電話 (0565) 34-6634
障害福祉課 電話 (0565) 34-6751
豊田市西町3丁目60番地(市役所東庁舎1階)